

# 令和 8 年 4 月 1 日から 居住誘導区域への移転を応援します

(居住誘導区域移転者向け住宅購入等資金借入金への利子補給のご案内)

## 概要

都市再生特別措置法に基づく沼田市立地適正化計画により定めた居住誘導区域への移転を促進するため、住宅購入等に係る借入金の利子の一部を補助します。

## 対象となる方

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- 居住誘導区域外から居住誘導区域内へ移転する方  
(居住誘導区域については、2ページ「居住誘導区域」の図をご覧ください。)
- 移転後の建物所在地に住民登録を行い、生活の本拠とする方 (R8.4.1 以降)
- 住宅購入等の資金として、住宅購入等の契約後 1 年以内に金融機関等から借り入れを行い、借入金に係る元利金の償還を行う方 (R8.4.1 以降)
- 市税を滞納していない方
- 沼田市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)に規定する暴力団員等に該当しない方

## 補助内容

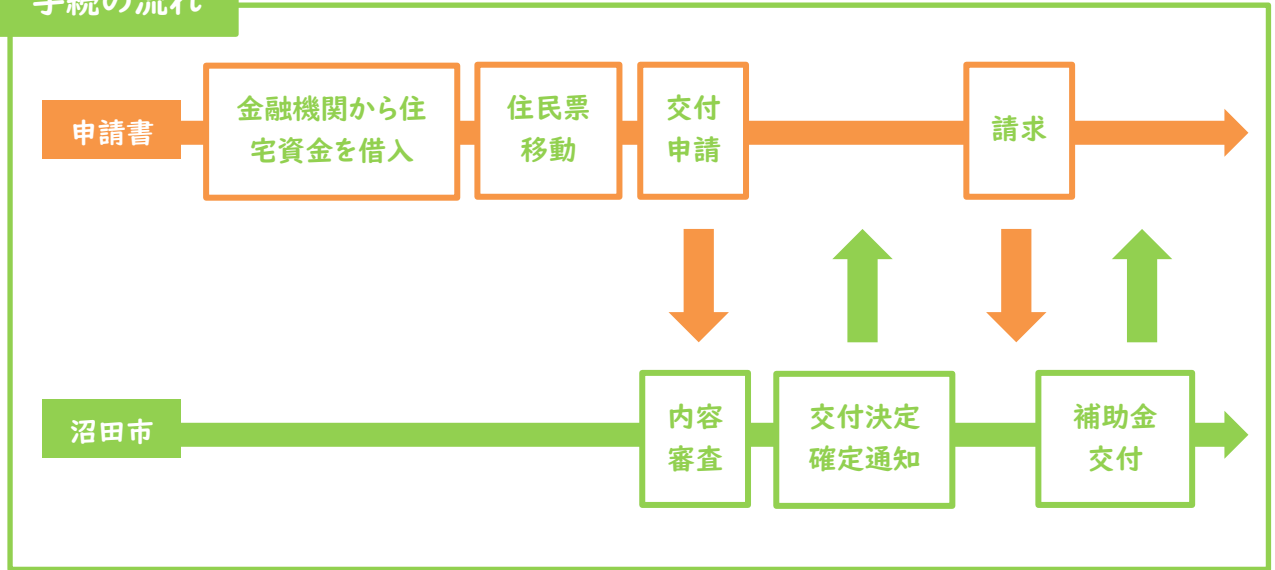
項目	内容
対象融資額	600 万円以内
補助率	約定利率の 1/2
利率上限	年 2.5%相当
補助期間	最長 5 年(60 か月)
交付方法	毎年度補助金として交付

利子補給のイメージ(例：借入額 600 万円／金利 2.5%の場合)

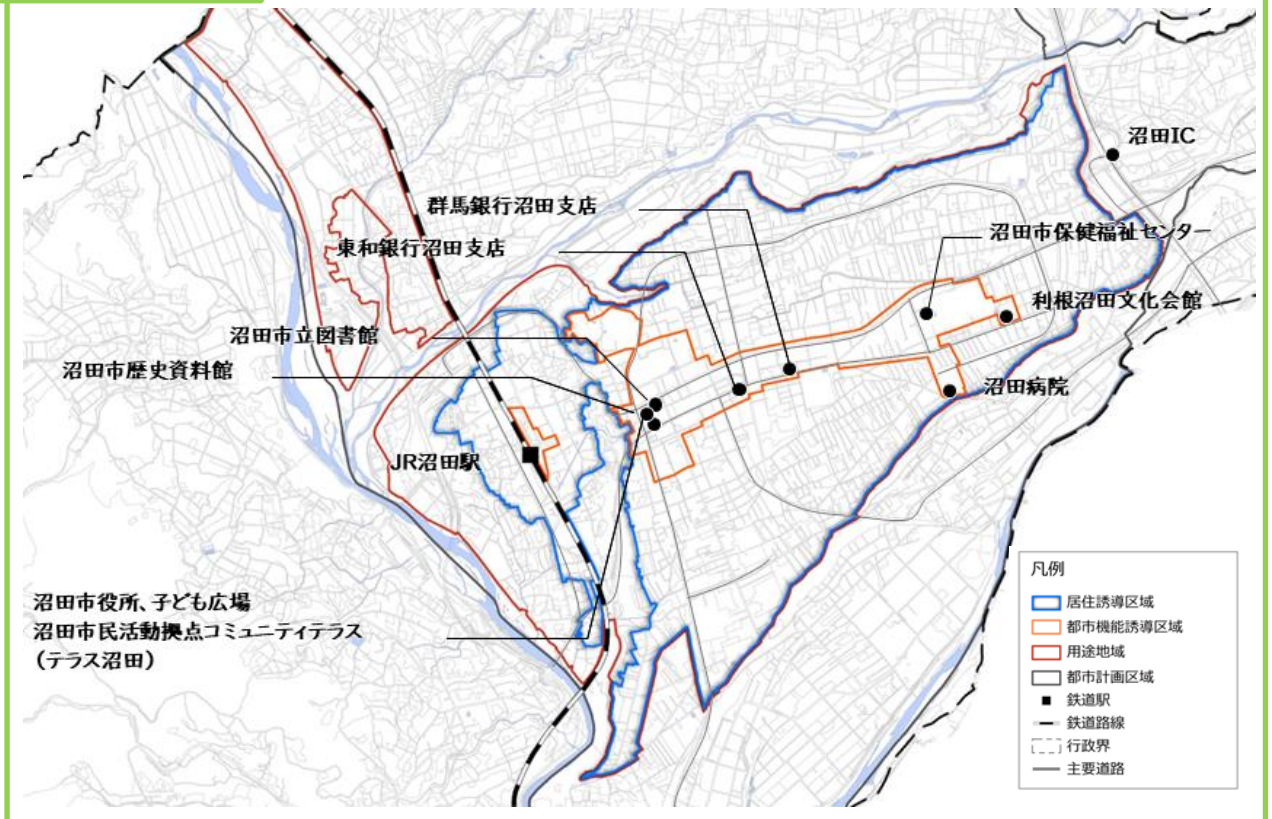
→ 年間利子 約 15 万円 そのうち、1/2である約 7.5 万円を市が補助します。

※返済方法にかかわらず、元金均等償還として算定します。

## 手続の流れ



## 居住誘導区域



## お問い合わせ

沼田市 都市建設部 都市計画課 計画係

電話:0278-23-2111(内線 4121)

